令和６年度事業分

鮫川村教育施策に係る教育委員会行動計画

「具体的施策」

点検・評価報告書

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条に規定された事項に基づき報告するものである。

令和７年６月

鮫川村教育委員会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律
第２６条　教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならない。
２　教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識を有する者の知見を活用するものとする。

我が国では、人口減少が加速化するとともに、少子高齢化や核家族化が進み、航空交通網や情報機器の発展によりグローバル化が進展するなど、近年社会情勢は大きく変化しています。これに伴って、教育を取り巻く環境も大きく変わり、膨大な情報量とともに教育に関する課題も山積し、複雑化・多様化しています。

このような中、国おいて平成１８年、６０年ぶりに教育基本法が改正され、平成３０年６月には「第３期教育振興基本計画」が策定されました。そこで、鮫川村では、本村における教育課題や社会の動向を見極めながら、国の「教育振興基本計画」や「福島県教育振興基本計画」との整合性を図り、鮫川村の情勢に沿った教育振興に取り組み、計画された施策を総合的かつ体系的に推進していくため、「鮫川村教育振興基本計画」を策定いたしました。

この計画は、教育基本法第１７条第２項「地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」という規定に基づく「教育振興基本計画」となります。

村総合教育会議において定めた「鮫川村教育大綱」のもと、学校教育、生涯学習、芸術文化等の各教育分野の基本計画を策定し、鮫川村の教育行政が目指す教育とは何かを明らかにして、鮫川村の教育の振興を図ろうとするものです。

この基本計画は、２０２０年度から２０２４年度までの５か年としました。なお、教育文化全般の取組の評価や見返し、改善の方向性、新たな課題への対応などについて年度毎振り返り、必要に応じて見直しを図ってまいりました。

鮫川村の教育大綱は「つながりで支え輝く村づくり～笑顔あふれるふるさとの創造～」を基本理念とし、５年間取り組んでまいりましたが、次期の教育大綱においても、高齢者・こども・若者と女性が地域の和でつながり、生きがいと夢を持って実現できる村づくりを目指すとともに、先人のたゆまぬ努力により紡いできた美しい自然や文化を継承し、新しい時代にふさわしい「ふるさと鮫川」を創りあげてまいります。

今期の教育振興基本計画に掲げる基本目標・基本的政策や具体的施策について、住民の関心を高め、広く理解されるよう、情報発信・広報活動に努めます。また、住民の思いや意見を把握しながら、村民すべてが教育の担い手であるという意識の向上を図りました。そして、教育施策の着実な推進、評価及び改善策を講じるため、以下の鮫川村教育委員会行動計画を推進してまいりました。

1　生涯にわたって楽しく学び、生きがいに満ちた生涯学習の推進
2　夢と希望をもって、学び続ける子どもを育む学校教育の推進
3　村民の健康の保持増進を図るスポーツの推進
4　ふるさと鮫川を未来につなぐ豊かな文化芸術活動の推進
5　安心して子育てができる環境整備と幼児教育の推進
6　住民のニーズに応える教育行政の推進

鮫川村教育委員会においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条の規定に基づき、鮫川村教育振興基本計画の進捗状況などについて、適切に点検・評価を行い、その結果を施策に反映させ、計画の確実な推進と実現に努めてまいりました。本来、教育委員会の点検評価に対しては、教育に関し学識経験を有する者（第三者）の知見の活用するものとされておりますが、教育委員会職員の自己評価と教育委員会委員の点検評価をもって「報告」に代えます。なお、公表については村ホームページに記載します。

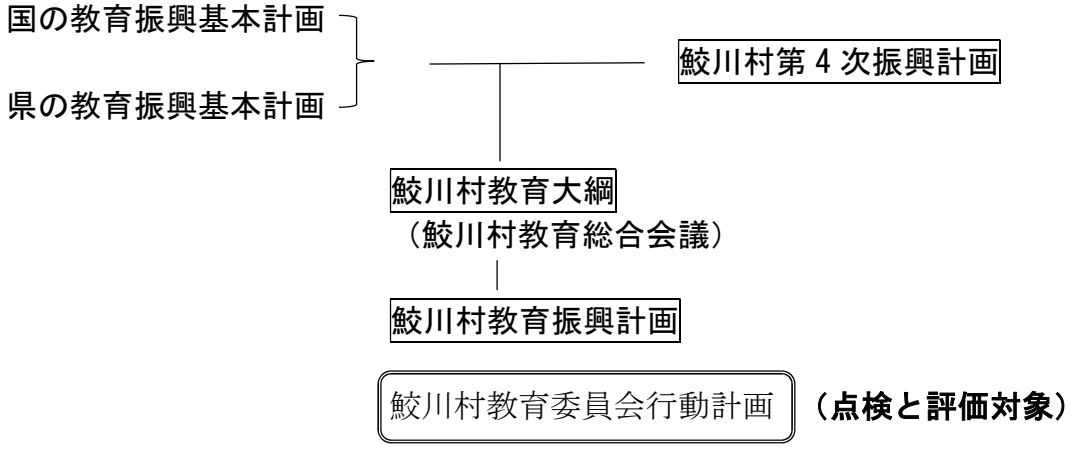

次期においては、鮫川村総合戦略「デジタル田園都市構想総合戦略」に基づき、第２次「教育大綱」及び鮫川村教育総合基本計画を策定いたしましたので、それに基づいた「点検と評価」を実施いたしてまいります。